

（４）大分市地域公共交通計画の変更について

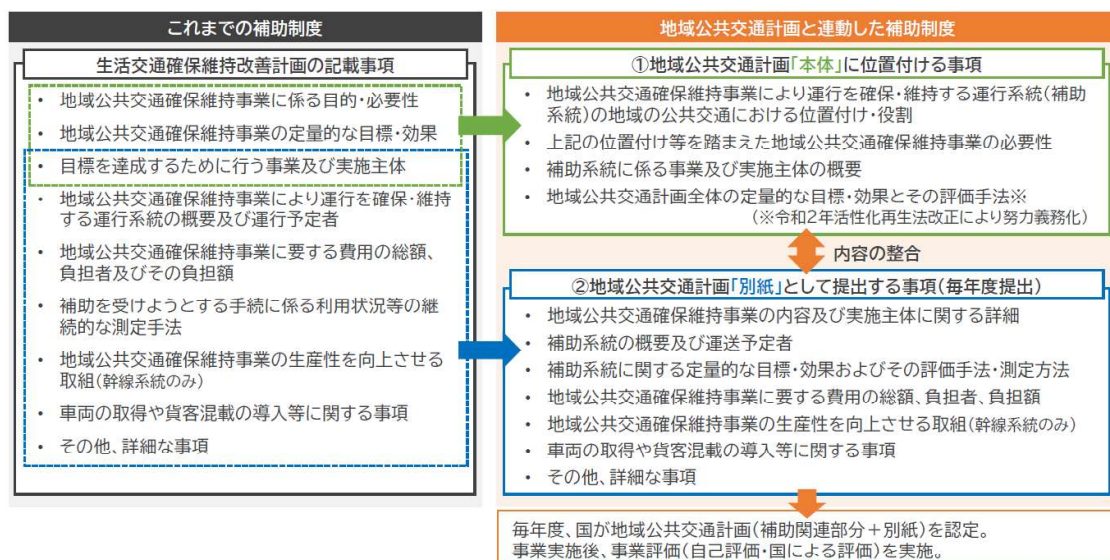
（令和７年度 地域公共交通確保維持事業について）

大分市地域公共交通協議会

地域交通計画との乗合バス等の補助制度の連動化について

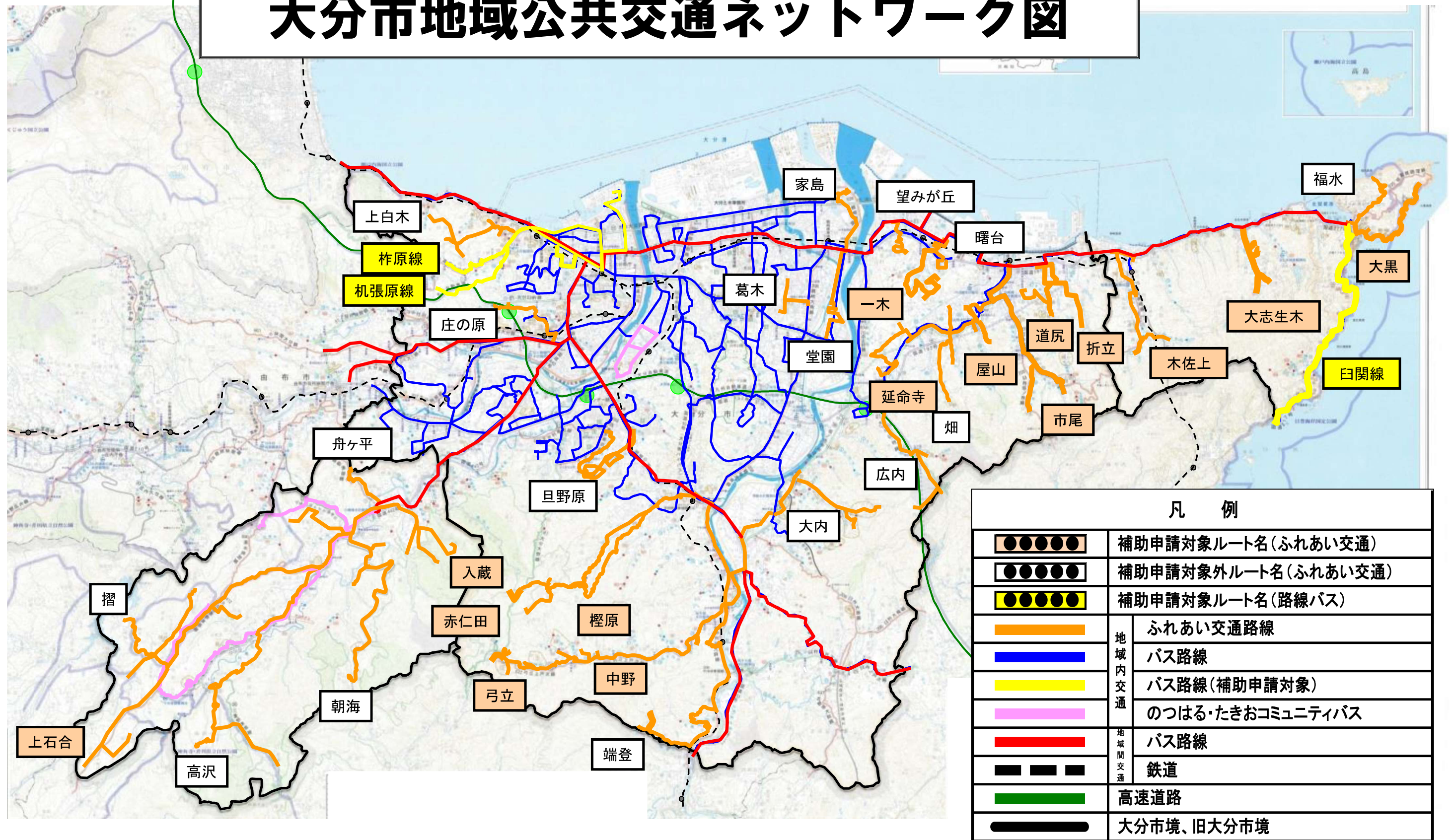
これまで補助事業を活用する際に国土交通省に認定を受けていた「生活交通確保維持改善計画」で位置付けられてきた補助系統(フィーダー系統)に関する事項のうち、地域公共交通計画の「本体」に位置付ける事項以外については、計画の「別紙」として毎年度提出することとなりました。別紙についても、地域公共交通計画の一部として、法定協議会における協議の手続等を経る必要があります。

【参考】補助制度の変更点

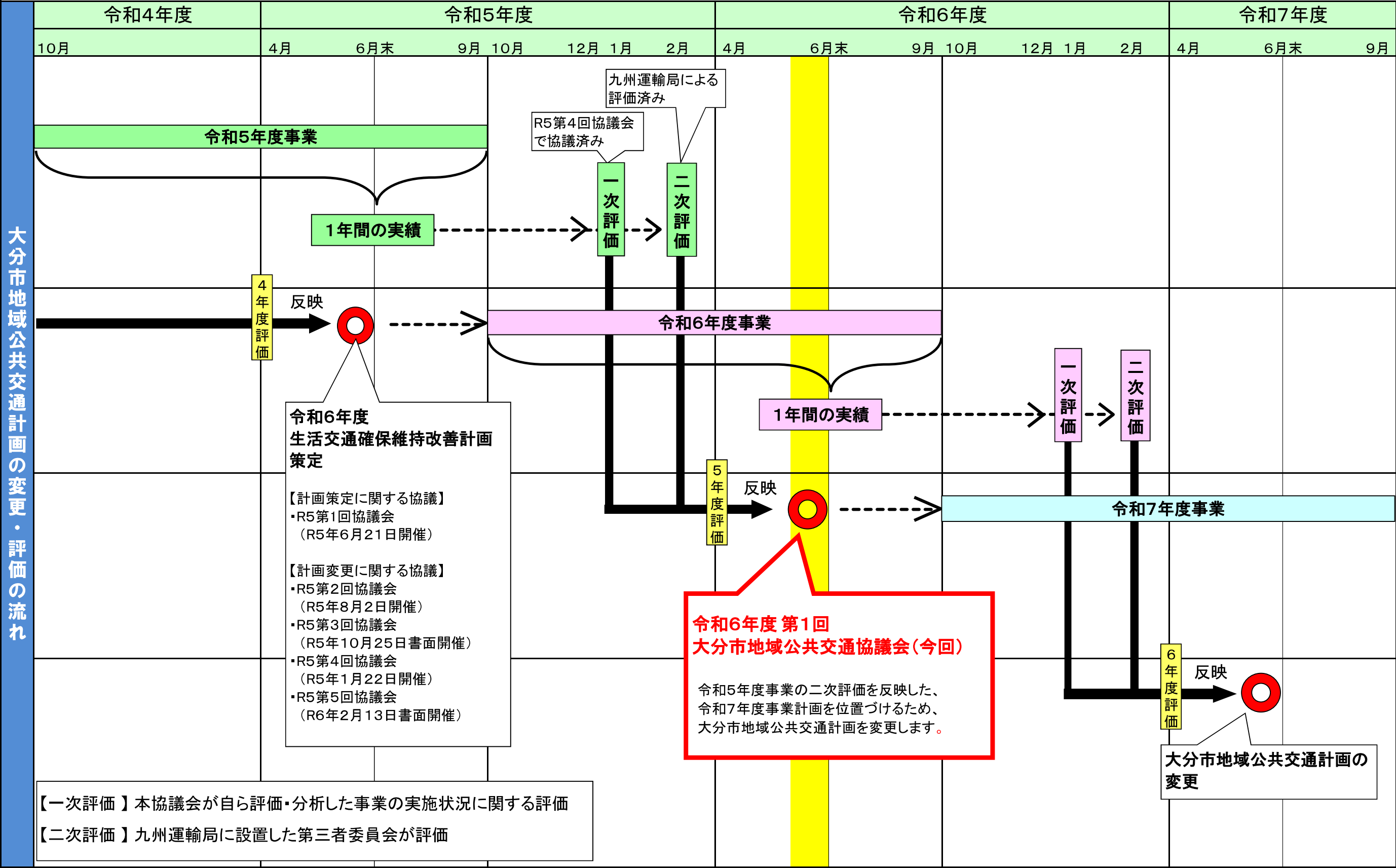


出典：地域公共交通計画と乗合バス等の補助制度の連動化に関する解説パンフレット
(令和4年3月 国土交通省 総合政策局 地域交通課)

大分市地域公共交通ネットワーク図



「大分市地域公共交通計画」に係る事業評価制度について



地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(生活交通確保維持改善計画に基づく事業)

令和 6年 1月 22日

協議会名:大分市地域公共交通協議会

評価対象事業名:令和5年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(又は類似事業)の 事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点 (特記事項を含む)
大分はとタクシー株式会社、大分シティタクシー株式会社 (1)弓立ルート(通常便:戸次)	弓立～戸次の運行	(令和3年度の事業評価結果) ・評価の指標は、年間利用者数・稼働率・地域検討会の開催状況・検討会等への参加者数。 ・利用者ニーズや利用実態の把握のために、地域検討会を開催し、利用者から出た意見や要望に基づき、運行ルート・運行時刻表の見直しを行い、利便性の向上及び利用促進に努めていることや、沿線住民へバス時刻表を回覧、配付し、住民の利便性向上や周知を行っていることを評価します。 ・目標の一部が未達成であるものの、新型コロナウイルス感染症の影響の中であることを踏まえれば、一定の評価ができると考えます。 ・引き続き、協議会が設定する今後の改善点が着実に解決されることを期待します。	計画どおり事業は適切に実施された。	①年間利用者数 目標9,200人に対して実績8,938人(達成率97.2%)で、目標未達成の結果となった。 ②稼働率(実績運行日数/運行可能日数) 目標62%以上に対して実績58.2%(達成率93.9%)で、目標未達成の結果となった。 (目標を下回った理由) 地域検討会に参加した利用者から、登録者が入所や入院により自宅を離れているとの話を聞いている。このことが、利用者数や稼働率が伸びない主な要因であると思われる。 実績の数値は、前年年間利用者数8,389人、稼働率56.5%を上回っている。 ③地域検討会開催回数 目標32回以上(1ルート1回以上)に対して実績32回(1ルート1回)で、目標を達成した。 ④地域検討会及び運行説明会の参加人数 目標600人以上に対して実績663人で、目標を達成した。 (目標を上回った理由) 目標達成に向けて、沿線の自治委員に協力をいただきながら、主な利用者に電話で参加を呼びかけ、例年通り開催することが出来た。 参加者は、買い物や通院など日常生活における移動手段として関心を持ち、より利用しやすい運行内容となるよう、運行時刻や停留所位置の見直し等について建設的に話し合う機会を大事にしている。	●引き続き、ルートごとに毎年開催する「地域検討会」を継続する中で、地域の実情や利用者ニーズの変化に対応した見直しを行いながら、利用者・交通事業者・行政の協働で、以下の事項に取り組む。 ・利用実績の評価及び検証 ・地域住民の利用ニーズの把握 ・次年度の運行計画の検討 ・利用促進 ●引き続き、停留所に標柱・ベンチの設置を進め、利用環境の向上を図る。 ●引き続き、制度紹介チラシや利用状況報告のチラシを回覧するほか、自治会と連携し、地域への制度説明会を開催する等、広報活動を行うことで、地域全体への周知を図り、新規利用者の拡大に繋げる。
大分はとタクシー株式会社、大分シティタクシー株式会社 (2)弓立ルート(通学便:戸次)	弓立～戸次の運行				
大分はとタクシー株式会社、大分シティタクシー株式会社 (3)弓立ルート(通常便:判田)	弓立～判田局前の運行				
大分タクシー株式会社、オーケーはとタクシー株式会社 (4)赤仁田ルート	赤仁田～判田局前の運行				
オーケーはとタクシー株式会社、大分タクシー株式会社 (5)檜原ルート	檜原～判田局前の運行				
大分タクシー株式会社、オーケーはとタクシー株式会社 (6)中野ルート	中野～戸次の運行				
野津原タクシー有限会社 (7)上石合ルート	屋形木～野津原支所の運行				
大分シティタクシー株式会社 (8)延命寺ルート	延命寺～坂ノ市の運行				
クリスタルシティタクシー株式会社 (9)市尾ルート	木田南部～坂ノ市の運行				
クリスタルシティタクシー株式会社 (10)屋山ルート	屋山～坂ノ市の運行				
クリスタルシティタクシー株式会社 (11)折立ルート	折立～坂の市小学校前の運行				
クリスタルシティタクシー株式会社 (12)道尻ルート	道尻～坂の市小学校前の運行				
クリスタルシティタクシー株式会社 (13)一木ルート	一木～浜入口の運行				
ワーカーズコープタクシー有限会社 (14)木佐上ルート(馬場:往路)	木佐上～馬場の運行				
ワーカーズコープタクシー有限会社 (15)木佐上ルート(馬場:復路)	木佐上～馬場の運行				
ワーカーズコープタクシー有限会社 (16)木佐上ルート(神崎中学校前:往路)	木佐上～神崎中学校前の運行				
ワーカーズコープタクシー有限会社 (17)木佐上ルート(神崎中学校前:復路)	木佐上～神崎中学校前の運行				
ワーカーズコープタクシー有限会社 (18)大志生木ルート	大志生木1～大志生木の運行				
クリスタルシティタクシー株式会社 (19)大黒ルート	大黒～佐賀関の運行				
臼津交通株式会社 (21)臼関線	佐賀関～臼杵 (補助対象:大分市内分のみ)	(令和3年度の事業評価結果) ・評価の指標は、年間利用者数・稼働率・地域検討会の開催状況・検討会等への参加者数。 ・利用者ニーズや利用実態の把握のために、地域検討会を開催し、利用者から出た意見や要望に基づき、運行ルート・運行時刻表の見直しを行い、利便性の向上及び利用促進に努めていることや、沿線住民へバス時刻表を回覧、配付し、住民の利便性向上や周知を行っていることを評価します。 ・目標の一部が未達成であるものの、新型コロナウイルス感染症の影響の中であることを踏まえれば、一定の評価ができると考えます。 ・引き続き、協議会が設定する今後の改善点が着実に解決されることを期待します。	計画どおり事業は適切に実施された。 ※交通規制による運休あり。(要綱に定めるやむをえない事情として認められたもの)	①年間利用者数 目標62,354人に対して85,755人で、目標を達成した。 (目標を上回った理由) 目標値は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和2年度の実績値に基づいたことに加えて、県内の路線バス乗車人員が回復しつつある中で、令和5年5月には新型コロナウイルスが5類に移行し、外出する人が増えてきたことが、主な要因であると思われる。 今年度、沿線住民に時刻表やチラシを配布するとともに意見交換会を開き、バス利用を呼びかけたことは、バス利用の意識付けになっていると思われる。	●意見交換会開催後の利用状況の変化について効果検証を行う。利用状況やバス時刻表を回覧配布し、路線維持のためのバス利用の意識づけを行う。 ●バス利用を促進するため沿線施設(商業施設や病院)にバス時刻表を常備する。
臼津交通株式会社 (22)臼関線	佐賀関～下浦				
大分交通株式会社 (23)机張原線	5号地大交車庫前～田室町～机張原				
大分交通株式会社 (24)杵原線	5号地大交車庫前～田室町～杵原				
大分交通株式会社 (25)机張原線	5号地大交車庫前～西春日町～机張原				
大分交通株式会社 (26)杵原線	5号地大交車庫前～西春日町～杵原				
大分交通株式会社 (27)大分市内線	大分駅前～新川～中大山				
大分交通株式会社 (28)大分市内線	大分駅前～西春日町～下坂本				

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価総括表
(生活交通確保維持改善計画に基づく事業)

令和6年2月29日
九州運輸局

評価対象事業名: 地域公共交通確保維持事業(フィーダー系統)

協議会名	①補助対象事業者等	②事業概要	協議会における事業評価結果				地方運輸局等における 二次評価結果	備考
			③前回(又は類似事業)の 事業評価結果の反映状況	④事業 実施の 適切性	⑤目標・効果 達成状況	⑥事業の今後の改善点	評価結果	
大分市地域公共交通協議会	大分はとタクシー株式会社 大分シティタクシー株式会社 (1)弓立ルート(通常便:戸次)	弓立～戸次の運行	(令和3年度の事業評価結果) ・評価の指標は、年間利用者数・稼働率・地域検討会の開催状況・検討会等への参加者数。 ・利用者ニーズや利用実態の把握のために、地域検討会を開催し、利用者から出た意見や要望に基づき、運行ルート・運行時刻表の見直しを行い、利便性の向上及び利用促進に努めていることや、沿線住民へバス時刻表を回覧、配付し、住民の利便性向上や周知を行っていることを評価します。 ・目標の一部が未達成であるものの、新型コロナウィルス感染症の影響の中であることを踏まえれば、一定の評価ができると考えます。 ・引き続き、協議会が設定する今後の改善点が着実に解決されることを期待します。	A	B	●引き続き、ルートごとに毎年開催する「地域検討会」を継続する中で、地域の実情や利用者ニーズの変化に対応した見直しを行いながら、利用者・交通事業者・行政の協働で、以下の事項に取り組む。 ・利用実績の評価及び検証 ・地域住民の利用ニーズの把握 ・次年度の運行計画の検討 ・利用促進 ●引き続き、停留所に標柱・ベンチの設置を進め、利用環境の向上を図る。 ●引き続き、制度紹介チラシや利用状況報告のチラシを回覧するほか、自治会と連携し、地域への制度説明会を開催する等、広報活動を行うことで、地域全体への周知を図り、新規利用者の拡大に繋げる。	・評価の指標は、①年間利用者数、②稼働率、③地域検討会開催状況、④地域検討会及び運行説明会の参加者数 ・利用者が参加して次年度の運行計画を検討する「地域検討会」を路線ごとに開催するなど、利用促進に取り組まれていることに対して評価します。 ・目標の一部が未達成となった項目があるものの、前年度実績を上回っており、引き続き、地域公共交通計画に基づいた取り組みが着実に実施されることを期待します。 ・今後は交通だけでなく、他の分野とも連携・協働し、持続可能な公共交通体系が構築されることを期待します。	
	大分はとタクシー株式会社 大分シティタクシー株式会社 (2)弓立ルート(通学便:戸次)	弓立～戸次の運行						
	大分はとタクシー株式会社 大分シティタクシー株式会社 (3)弓立ルート(通常便:判田)	弓立～判田局前の運行						
	大分タクシー株式会社 オーケーはとタクシー株式会社 (4)赤仁田ルート	赤仁田～判田局前の運行						
	オーケーはとタクシー株式会社 大分タクシー株式会社 (5)檜原ルート	檜原～判田局前の運行						
	大分タクシー株式会社 オーケーはとタクシー株式会社 (6)中野ルート	中野～戸次の運行						
	野津原タクシー有限会社 (7)上石合ルート	屋形木～野津原支所の運行						
	大分シティタクシー株式会社 (8)延命寺ルート	延命寺～坂ノ市の運行						
	クリスタルシティタクシー株式会社 (9)市尾ルート	木田南部～坂ノ市の運行						
	クリスタルシティタクシー株式会社 (10)屋山ルート	屋山～坂ノ市の運行						
	クリスタルシティタクシー株式会社 (11)折立ルート	折立～坂の市小学校前の運行						
	クリスタルシティタクシー株式会社 (12)道尻ルート	道尻～坂の市小学校前の運行						
	クリスタルシティタクシー株式会社 (13)一木ルート	一木～浜入口の運行						

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価総括表
(生活交通確保維持改善計画に基づく事業)

令和6年2月29日
九州運輸局

評価対象事業名: 地域公共交通確保維持事業(フィーダー系統)

協議会名	①補助対象事業者等	②事業概要	協議会における事業評価結果				地方運輸局等における 二次評価結果	備考
			③前回(又は類似事業)の 事業評価結果の反映状況	④事業 実施の 適切性	⑤目標・効果 達成状況	⑥事業の今後の改善点	評価結果	
	ワーカーズコープタクシー有 限会社 (14)木佐上ルート(馬場:往 路)	木佐上～馬場の運行				●意見交換会開催後の利用状況の変化について効果検証を行う。利用状 況やバス時刻表を回覧配布し、路線維持のためのバス利用の意識づけを 行う。 ●バス利用を促進するため沿線施設(商業施設や病院)にバス時刻表を常 備する。		
	ワーカーズコープタクシー有 限会社 (15)木佐上ルート(馬場:復 路)	木佐上～馬場の運行						
	ワーカーズコープタクシー有 限会社 (16)木佐上ルート(神崎中学 校前:往路)	木佐上～神崎中学校前の運行						
	ワーカーズコープタクシー有 限会社 (17)木佐上ルート(神崎中学 校前:復路)	木佐上～神崎中学校前の運行						
	ワーカーズコープタクシー有 限会社 (18)大志生木ルート	大志生木1～大志生木の運行						
	クリスタルシティタクシー株式 会社 (19)大黒ルート	大黒～佐賀関の運行						
	臼津交通株式会社 (21)臼関線	佐賀関～臼杵 (補助対象:大分市内分のみ)	(令和3年度の事業評価結果) ・評価の指標は、年間利用者数・稼働率・地域検討会 の開催状況・検討会等への参加者数。 ・利用者ニーズや利用実態の把握のために、地域検討 会を開催し、利用者から出た意見や要望に基づき、運 行ルート・運行時刻表の見直しを行い、利便性の向上 及び利用促進に努めていることや、沿線住民へバス時 刻表を回覧、配付し、住民の利便性向上や周知を行っ ていることを評価します。 ・目標の一部が未達成であるものの、新型コロナウイ ルス感染症の影響の中であることを踏まえれば、一定 の評価ができると考えます。 ・引き続き、協議会が設定する今後の改善点が着実に 解決されることを期待します。	A	A			
	臼津交通株式会社 (22)臼関線	佐賀関～下浦						
	大分交通株式会社 (23)机張原線	5号地大交車庫前～田室町 ～机張原						
	大分交通株式会社 (24)杵原線	5号地大交車庫前～田室町 ～杵原						
	大分交通株式会社 (25)机張原線	5号地大交車庫前～西春日町 ～机張原						
	大分交通株式会社 (26)杵原線	5号地大交車庫前～西春日町 ～杵原						
	大分交通株式会社 (27)大分市内線	大分駅前～新川～中大山						
	大分交通株式会社 (28)大分市内線	大分駅前～西春日町～下坂本						

令和6年6月3日

(名称) 大分市地域公共交通協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

本市の郊外部には公共交通の利用が不便な地域が点在しており、地域の人口が減少する中で高齢者の免許返納者数は増加し、移動が困難な住民の日常生活における移動手段の確保が課題となっている。

本市では、平成16年6月より、公共交通の利用が不便な地域において住民の日常生活の移動手段を確保し、買い物や通院その他外出の機会を促進するとともに市街地の活性化に資することを目的として「ふれあいタクシー運行事業」を開始した。事業開始後5年ほどが経過する中で、利用者から運行内容の改善やスクールバスとの乗り合わせなどを求める声が多く寄せられたことから、平成22年10月から平成24年3月までの間、「新コミュニティ交通運行実証実験事業」として、一部の地域において運行内容を改善し、その利用状況等の調査・検証を行った。

この検証結果に基づき、平成24年4月から全市的に「ふれあい交通運行事業」を実施し、平成29年4月には運賃や利用要件等の制度拡充を行っている。

市内の路線バスにおいては、近年、交通事業者単独による不採算路線の維持が厳しく、特に過疎地域及び交通不便地域の路線維持が課題となっている。

このような中、本計画では、「ふれあい交通運行事業」及び「生活交通確保維持事業」の実施を通じて、本市における地域公共交通網の確保及び維持を図り、住民の利便性の向上や、日常生活に必要な不可欠な移動手段を確保することを目的とする。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

1) ふれあい交通

- ①年間延べ利用者数約10,164人（弓立ルートにおいて、スクールバスとして利用している通学者等の延べ利用者数は除く）とする。

※各ルートの令和5年度実績値については参考資料参照

※大分市地域公共交通計画では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前（令和元年度）の実績値10,519人に基づき、令和8年度の目標を設定している。



- ②運行可能日数に対する実績運行日数の率（稼働率）を63.0%以上とする。

※参考資料参照

※稼働率が低いルートについては、利用の増加を目指した取組を実施する。取組をしたものの利用がないルートについては、運行を廃止し、事業の効率化を図るものとする。

- ③地域検討会（定期利用者と運行計画を検討する会）を1ルートにつき年1回以上開催する。地域から個別に要望があれば運行検討会、運行説明会を開催し、事業の周知拡大に取り組む。

- ④地域検討会の参加者に対して、運行についての満足度調査を実施し、半数以上のルートにおいて、参加者70%以上が「満足」と回答することを目標とする。
- ⑤稼働率が低いルートの主な要因として、登録者の生活環境の変化に起因する例も多くあるが、四半期に一度、広報活動を行い、制度紹介や利用状況について周知することで、潜在的な利用者の発掘に努める。
- ⑥稼働率が低いルートにおいては職員が同伴してふれあい交通を利用する体験会を実施して、利用に不安を抱えている登録者にも易しい事業とすることを旨とする。(新規取組)

	平成30年度 実績	令和元年度 実績値	...	令和5年度 実績値	令和7年度 目標値	令和8年度 目標値
延べ利用者数	10,188	10,519 (100%)	...	9,494	10,164 (96.6%)	10,500

運行系統名【補助対象系統のみ】	令和5年度	令和7年度	令和8年度
(1) 赤仁田ルート	444 人	475 人	491 人
(2) 檜原ルート	293 人	314 人	324 人
(3) 弓立ルート（通常便：戸次）	326 人	349 人	361 人
(4) 弓立ルート（通学便：戸次）	1,708 人	1,708 人	1,708 人
(5) 弓立ルート（通常便：判田）	133 人	142 人	147 人
(6) 中野ルート	383 人	410 人	424 人
(7) 上石合ルート	106 人	114 人	117 人
(8) 入蔵ルート	170 人	182 人	188 人
(9) 市尾ルート	545 人	584 人	603 人
(10) 延命寺ルート	1,041 人	1,115 人	1,152 人
(11) 一木ルート	427 人	457 人	472 人
(12) 屋山ルート	973 人	1,042 人	1,076 人
(13) 折立ルート	91 人	97 人	101 人
(14) 道尻ルート	201 人	215 人	222 人
(15) 木佐上ルート（馬場）	97 人	104 人	108 人
(16) 木佐上ルート（神崎中学校前）	221 人	237 人	244 人
(17) 大志生木ルート	430 人	460 人	476 人
(18) 大黒ルート	282 人	302 人	312 人

2) 路線バス

①年間利用者数の目標値を定める。

運行系統名	令和5年度	令和7年度	令和8年度
(19) 臼関線（佐賀関～臼杵駅）	人	人	人
(20) 臼関線（佐賀関～下浦）	人	人	人

※臼杵市の区間は補助対象外となっている。

※机張原線、杵原線により目標値が変動する為、保留とする。

②年間利用者数の目標値を定める。

運行系統名	令和5年度	令和7年度	令和8年度
(21) 机張原線（5号地大交車庫前～田室町～机張原）			
(22) 杵原線（5号地大交車庫前～田室町～杵原）			
(23) 机張原線（5号地大交車庫前～西春日町～机張原）			
(24) 杵原線（5号地大交車庫前～西春日町～杵原）			
(25) 大分市内線（大分駅前～新川～中大山）			
(26) 大分市内線（大分駅前～西春日町～下坂本）			

※本年5月1日に、九州運輸局長より、本年10月1日から大分交通㈱が運行する机張原線、杵原線を休止とする公示がありました。それを受け、今後の方針について検討段階の為、計画を保留としたい。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

1) ふれあい交通

- 定期的な地域住民と検討会を行い、地域の実情やニーズに沿った運行計画の策定を行う。（大分市）
- 地域住民へふれあい交通の制度や運行計画の周知活動。（大分市）
- 停留所への標柱、ベンチの設置を進め、利用環境の向上を図る。（大分市）
（大分市地域公共交通計画 P93 を参照）

2) 路線バス

「2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果」と同様の理由で保留としたい。

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

別添表1のとおり。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額	
1) ふれあい交通	大分市タクシー協会への委託により運行する当該事業は、業務委託料 21,866 千円のうち、国庫補助額 693 千円を差し引いた差額分を大分市が負担する。(令和5年度実績)
2) 路線バス	運行事業者への補助額は、運行にかかる経常費用 41,802 千円から経常収益 11,746 千円及び国庫補助金 3,697 千円を差し引いた額とし、大分市が負担する。(令和5年度実績)
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法	
1) ふれあい交通	・月ごとに利用者数と稼働率の調査を実施する。 ・地域検討会に参加した利用者に向けたアンケートを実施し、実態の把握に努める。
2) 路線バス	「2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果」と同様の理由で保留としたい。
7. 別表1の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】	
該当なし	
8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】	
該当なし	
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】	
該当なし	
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】	
別添表5のとおり	
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
(1) 事業の目標	
該当なし	
(2) 事業の効果	

該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（１）事業の目標
該当なし
（２）事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
・令和６年６月３日（令和６年度第１回協議会）会則の改定、事業内容について協議
19. 利用者等の意見の反映状況
・「ふれあい交通」地域検討会の開催 定期的に利用している住民を選定のうえ、計３２箇所、延べ２５７名を対象に開催し、意見を運行計画に反映させた。 ・「ふれあい交通」運行検討会及び運行説明会の開催 ルート新設にあたり、利用希望者を対象に、時刻表や停留所位置についての協議を行う運行検討会や利用方法の説明を行う運行説明会を開催した。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 〒870-8504 大分県大分市荷揚町２番３１号

(所 属) 大分市 都市計画部 都市交通対策課

(氏 名) 朝見 樹、幸 浩史朗

(電 話) 097-578-7795

(e-mail) tosikotu@city.oita.oita.jp

〈別表〉

■路線バス、ふれあい交通の国庫補助対象系統に関して、事業及び実施主体の概要

令和6年6月〇日時点

路線バス

系統名	運行経路	事業許可 区分	運行 態様	実施 主体	補助事業 の活用
伯大線	金池ターミナル～佐伯駅	4条乗合	路線定期 運行	交通事業者	幹線補助
臼大線	金池ターミナル～臼杵港				
国大線	大分駅～国東				
佐賀関線	大分駅～佐賀関				
鉄輪線	大分駅～鉄輪				
別大線	大分駅～関の江				
臼関線	佐賀関～臼杵駅	4条乗合	路線定期 運行	交通事業者	フィーダ ー補助
臼関線	佐賀関～下浦				
机張原線	5号地大交車庫前～田室町～机張原				
柞原線	5号地大交車庫前～田室町～柞原				
机張原線	5号地大交車庫前～西春日町～机張原				
柞原線	5号地大交車庫前～西春日町～柞原				
大分市内線	大分駅前～新川～中大山				
大分市内線	大分駅前～西春日町～下坂本				
その他系統 (路線バス)	市内その他系統 ・大分駅前～鶴崎 ・県庁正門前～明礪～わさだT ～三愛メディカル 等	4条乗合	路線定期 運行	交通事業者	なし
路線バス 代替交通	たきおコミュニティバス 大分こども病院前～津守中～片島 等 のつはるコミュニティバス 上原～竹の内～野津原支所 等	4条乗合	路線定期 運行	大分市 (運行は交通事 業者に委託)	なし
大分 キャンバス	大分駅～市美術館～県立美術館 ～大分駅(循環バス)	4条乗合	路線定期 運行	大分市 (運行は交通事 業者に委託)	なし

ふれあい交通

系統名（ルート）	運行経路	事業許可 区分	運行 態様	実施 主体	補助事業 の活用
赤仁田	赤仁田～庵ノ平～判田局前バス停	4条乗合	路線不定期運行	大分市（運行は交通事業者に委託）	フィーダー補助
檜原	檜原中～小岳～判田局前バス停				
弓立 他2	第二黒岩橋奥～平原橋～戸次バス停				
中野	中野停留所～河原第2ステーション停留所～戸次バス停				
上石合	屋形木～廻洲～野津原支所				
入蔵	グループホーム館前～上ノ原～野津原バス停				
市尾	奥村～坂ノ市郵便局～坂の市バス停				
延命寺	栗熊～延命寺入口～坂の市バス停				
一木	田尾～政所南公民館～浜入口バス停				
屋山	屋山団地～TOTO 北～坂の市バス停				
折立	折立上～殿下橋～坂の市小学校前バス停				
道尻	タブの木～下道尻橋～坂の市小学校前バス停				
木佐上 他1	赤井～西山下～馬場バス停				
大志生木	元宮～原住宅～大志生木バス停				
大黒	大黒～セキストア上浦店～佐賀関バス停				
端登	伊与床谷～伊与床公民館前～戸次バス停	4条乗合	路線不定期運行	大分市（運行は交通事業者に委託）	なし
大内	日平～尾津留公民館～戸次バス停				
旦野原 他1	美し野公民館南～叶～川久保バス停				
塚野	塚野鉾泉～一心寺入口～塚野温泉入口バス停				
摺	丹生山～平連石～野津原支所				
朝海	朝海～辻原入口～野津原支所				
高沢	杵ヶ原～丸山～野津原支所				
舟ヶ平	舟ヶ平～福城寺前バス停～野津原支所				
畑	畑精米所前～願光寺～坂の市バス停				
家島	家島公民館前～鶴崎支所前バス停～鶴崎バス停				
葛木	ニュータウン葛木～森中村バス停				
堂園 他1	スポーツパークグラウンド前～堂園公民館前～鶴崎バス停				
広内	円通寺～広内～宮河内団地入口バス停				
庄の原	庄の原 1-1～ケアハウス庄の原苑前～大石町一丁目バス停				
上白木	13組～ミスターマックス西大分店～八幡小学校前バス停				
望みが丘	34街区中央～南新町～久保バス停				
曙台	城原東～城原西～浜入口バス停				
福水	福水集会所～福水入口～佐賀関バス停				

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画運 行日数	計画運 行回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件(別 表7・9)	補助対象地域間幹線系統 等と接続の確保	基準ホで該当 する要件 (別表7のみ)
大分市	大分タクシー(株)	(1) 赤仁田ルート	赤仁田	庵ノ平	判田局前バス停	往 10.9km 復 10.9km	46日	80.0回			路線不定期	②(2)	大分バスの伯大線と判田局前バス停にて接続	③
	オーケーはとタクシー(株)	(2) 赤仁田ルート	赤仁田	庵ノ平	判田局前バス停	往 10.9km 復 10.9km	48日	71.0回			路線不定期	②(2)	大分バスの伯大線と判田局前バス停にて接続	③
	オーケーはとタクシー(株)	(3) 榎原ルート	榎原中	小岳	判田局前バス停	往 11.7km 復 11.7km	44日	74.0回			路線不定期	②(2)	大分バスの伯大線と判田局前バス停にて接続	③
	大分タクシー(株)	(4) 榎原ルート	榎原中	小岳	判田局前バス停	往 11.7km 復 11.7km	44日	58.0回			路線不定期	②(2)	大分バスの伯大線と判田局前バス停にて接続	③
	大分はとタクシー(株)	(5) 弓立ルート (通常便:戸次)	第二黒岩橋奥	平原橋	戸次バス停	往 18.5km 復 18.5km	48日	54.0回			路線不定期	②(2)	大分バスの伯大線と戸次バス停にて接続	③
	大分シティタクシー(株)	(6) 弓立ルート (通常便:戸次)	第二黒岩橋奥	平原橋	戸次バス停	往 18.9km 復 18.9km	46日	59.0回			路線不定期	②(2)	大分バスの伯大線と戸次バス停にて接続	③
	大分はとタクシー(株)	(7) 弓立ルート (通学便:戸次)	第二黒岩橋奥	平原橋	戸次バス停	往 18.5km 復 18.5km	119日	238.0回			路線不定期	②(2)	大分バスの伯大線と戸次バス停にて接続	③
	大分シティタクシー(株)	(8) 弓立ルート (通学便:戸次)	第二黒岩橋奥	平原橋	戸次バス停	往 18.9km 復 18.9km	124日	248.0回			路線不定期	②(2)	大分バスの伯大線と戸次バス停にて接続	③
	大分はとタクシー(株)	(9) 弓立ルート (通常便:判田)	第二黒岩橋奥	平原橋	判田局前バス停	往 20.2km 復 20.2km	21日	28.0回			路線不定期	②(2)	大分バスの伯大線と判田局前バス停にて接続	③
	大分シティタクシー(株)	(10) 弓立ルート (通常便:判田)	第二黒岩橋奥	平原橋	判田局前バス停	往 20.6km 復 20.6km	21日	28.0回			路線不定期	②(2)	大分バスの伯大線と判田局前バス停にて接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画運 行日数	計画運 行回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件(別 表7・9)	補助対象地域間幹線系統 等と接続の確保	基準ホで該当 する要件 (別表7のみ)
大分市	大分はとタクシー(株)	(11) 中野ルート	中野停留所	大淵停留所	戸次バス停	往 9.km 復 9.km	48日	77.0回			路線不定期	②(2)	大分バスの伯大線と戸次バス停にて接続	③
	オーケーはとタクシー(株)	(12) 中野ルート	中野停留所	河原第2ステーション 停留所	戸次バス停	往 9.2km 復 9.2km	50日	91.0回			路線不定期	②(2)	大分バスの伯大線と戸次バス停にて接続	③
	(有)野津原タクシー	(13) 上石合ルート	屋形木	廻洲	野津原支所	往 20.7km 復 20.7km	34日	34.0回			路線不定期	②(1)	大分バスの野津原線と野津原公民館バス停にて接続	③
	(有)野津原タクシー	(14) 入蔵ルート	グループホーム館	上ノ原	野津原バス停	往 4.4km 復 4.4km	55日	80.0回			路線不定期	②(2)	大分バスの野津原線と野津原バス停にて接続	③
	クリスタル シティタクシー(株)	(15) 市尾ルート	奥村	坂ノ市郵便局	坂の市バス停	往 10.6km 復 10.6km	140日	150.0回			路線不定期	②(2)	大分バスの佐賀関線と坂の市バス停にて接続	③
	大分シティタクシー(株)	(16) 延命寺ルート	栗熊	延命寺入口	坂の市バス停	往 12.1km 復 12.1km	148日	385.0回			路線不定期	②(2)	大分バスの佐賀関線と坂の市バス停にて接続	③
	クリスタル シティタクシー(株)	(17) 一木ルート	田尾	政所南公民館	浜入口バス停	往 8.8km 復 8.8km	115日	156.0回			路線不定期	②(2)	大分バスの佐賀関線と浜入口バス停にて接続	③
	クリスタル シティタクシー(株)	(18) 屋山ルート	屋山団地	TOTO北	坂の市バス停	往 6.6km 復 6.6km	200日	371.0回			路線不定期	②(2)	大分バスの佐賀関線と坂の市バス停にて接続	③
	クリスタル シティタクシー(株)	(19) 折立ルート	折立上	殿下橋	坂の市小学校前バス停	往 4.km 復 4.km	87日	80.0回			路線不定期	②(2)	大分バスの佐賀関線と坂の市小学校前バス停にて接続	③
	クリスタル シティタクシー(株)	(20) 道尻ルート	タブの木	下道尻橋	坂の市小学校前バス停	往 5.km 復 5.km	105日	104.0回			路線不定期	②(2)	大分バスの佐賀関線と坂の市小学校前バス停にて接続	③

- (注)
- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
 - 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
 - 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
 - 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
 - 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
 - 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
 - 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
 - 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画運 行日数	計画運 行回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件(別 表7・9)	補助対象地域間幹線系統 等と接続の確保	基準ホで該当 する要件 (別表7のみ)
大分市	ワーカーズコープ タクシー(有)	(21) 木佐上ルート(馬場)	赤井	西山下	馬場バス停	往 6.4km 復 6.4km	27日	29.0回			路線不定期	②(1)	大分バスの佐賀関線と馬場バス停にて 接続	③
	ワーカーズコープ タクシー(有)	(22) 木佐上ルート(神崎中学 校前)	赤井	西山下	神崎中学校前バス停	往 6.8km 復 6.8km	70日	71.0回			路線不定期	②(1)	大分バスの佐賀関線と神崎中学校前 バス停にて接続	③
	ワーカーズコープ タクシー(有)	(23) 大志生木ルート	元宮	原住宅	大志生木バス停	往 4.7km 復 4.7km	99日	198.0回			路線不定期	②(1)	大分バスの佐賀関線と大志生木バス停 にて接続	③
	クリスタル シティタクシー(株)	(24) 大黒ルート	大黒	セキストア 上浦店	佐賀関バス停	往 5.km 復 5.km	95日	142.0回			路線不定期	②(1)	大分バスの佐賀関線と佐賀関バス停に て接続	③
	臼津交通㈱	(25) 臼関線	佐賀関	白木	臼杵駅	往 25.3km 復 25.5km	313日	626.0回			路線定期	②(1)	大分バスの佐賀関線と佐賀関バス停に て接続	③
	臼津交通㈱	(26) 臼関線	佐賀関	白木	下浦	往 9.1km 復 9.1km	313日	2,087.0回			路線定期	②(1)	大分バスの佐賀関線と佐賀関バス停に て接続	③
		(27) 机張原線	机張原	田室町	5号地大交車庫前	往 14.6km 復 14.6km	日	.0回			路線定期		にて接続	③
		(28) 柞原線	5号地大交車庫前	田室町	柞原	往 13.km 復 13.km	日	.0回			路線定期		にて接続	③
		(29) 机張原線	5号地大交車庫前	西春日町	机張原	往 13.2km 復 13.2km	日	.0回			路線定期		にて接続	③
		(30) 柞原線	5号地大交車庫前	西春日町	柞原	往 11.6km 復 11.6km	日	.0回			路線定期		にて接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

令和7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 （申請番号）	運行系統			系統 キロ程	計画運 行日数	計画運 行回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 （別表7及び別表9）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件（別 表7・9）	補助対象地域間幹線系統 等と接続の確保	基準ホで該当 する要件 （別表7のみ）
大分市		(31) 大分市内線	中大山	新川	大分駅前	往 5.5km 復 5.5km	日	.0回			路線定期		にて接続	③
		(32) 大分市内線	大分駅前	西春日町	下坂本	往 5.2km 復 5.2km	日	.0回			路線定期		にて接続	③
		(33)				.km .km	日	.0回			路線定期		にて接続	
		(34)				.km .km	日	.0回			路線定期		にて接続	
		(35)				.km .km	日	.0回			路線定期		にて接続	
		(36)				.km .km	日	.0回			路線定期		にて接続	
		(37)				.km .km	日	.0回			路線定期		にて接続	
		(38)				.km .km	日	.0回			路線定期		にて接続	
		(39)				.km .km	日	.0回			路線定期		にて接続	
		(40)				.km .km	日	.0回			路線定期		にて接続	

- （注）
- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
 - 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
 - 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
 - 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
 - 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
 - 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
 - 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
 - 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	大分市
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	
交通不便地域等	20,116

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
7,552	佐賀関町	過疎法
4,046	野津原町	過疎法
363	判田	局長指定
62	弓立	局長指定
541	中野	局長指定
1,146	市尾	局長指定
2,234	延命寺	局長指定
777	屋山	局長指定
434	一木	局長指定
2,460	八幡	局長指定
102	東上野	局長指定
231	木田東部	局長指定
168	入蔵地区	局長指定

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
大分市地域公共交通網形成計画	H29.4.25	平成30年度
大分市地域公共交通計画	R4.3	-

■事業目標値の根拠について

(大分市地域公共交通計画に係る定量的な目標・効果)

ルート名		実績値(令和5年4月～令和6年3月)				令和7年度 目標値	
		運行可能日数 (日:①)	実績運行日数 (日:②)	率 (②/①)	のべ利用者数	運行日数の率	のべ利用者数
1	赤仁田	94	92	97.9%	444	97.9%	475
2	檜原	94	75	79.8%	293	79.8%	314
3	弓立	148	122	82.4%	459	82.4%	491
4	中野	101	96	95.0%	383	95.0%	410
5	端登	98	73	74.5%	265	74.5%	284
6	大内	98	67	68.4%	180	68.4%	193
7	旦野原	144	9	6.3%	22	20.1%	29
8	塚野	47	1	2.1%	2	—	—
9	摺	95	27	28.4%	111	28.4%	119
10	朝海	150	115	76.7%	356	76.7%	381
11	高沢	146	62	42.5%	215	42.5%	230
12	舟ヶ平	47	7	14.9%	22	46.8%	22
13	上石合	145	33	22.8%	106	22.8%	114
14	入蔵	66	47	71.2%	170	71.2%	182
15	市尾	194	150	77.3%	545	77.3%	584
16	延命寺	148	148	100.0%	1,041	100.0%	1,115
17	畑	147	94	63.9%	280	63.9%	300
18	一木	148	114	77.0%	427	77.0%	457
19	屋山	197	173	87.8%	973	87.8%	1,042
20	折立	192	46	24.0%	91	24.0%	97
21	道尻	148	91	61.5%	201	61.5%	215
22	家島	144	82	56.9%	233	56.9%	249
23	葛木	99	37	37.4%	79	37.4%	85
24	堂園	142	18	12.7%	19	20.4%	29
25	広内	145	12	8.3%	25	20.0%	29
26	庄の原	98	80	81.6%	247	81.6%	264
27	上白木	98	96	98.0%	394	98.0%	422
28	望みが丘	96	44	45.8%	99	45.8%	106
29	曙台	142	137	96.5%	754	96.5%	793
30	木佐上	147	102	69.4%	318	69.4%	341
31	大志生木	98	91	92.9%	430	92.9%	460
32	大黒	98	74	75.5%	282	75.5%	302
33	福水	96	22	22.9%	28	22.9%	30
計(率は平均)				59.2%	9,494	63.0%	10,164

注1)弓立ルートの実績には、スクールバスとして運行している通学便等の運行日数及び通学生等ののべ利用者数は含まず。

注2)上記各ルートにおいて、定期的に利用者から構成する「地域検討会」を毎年1回以上開催し、運行計画の見直し、検討を行う。